

宿泊約款

第1条

1. 当ホテルが締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名。
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻。
 - (3) 申込者名及びその連絡先、宿泊料金の支払者名及びその連絡先。
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項。
2. 当ホテルにペットを同伴しての宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊ペット名、年齢、性別
 - (2) 犬種
 - (3) ワクチン接種歴
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルの指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条、第19条の規適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)